

東京都稻城市

仮想基盤構築業務
プロポーザル実施要領

令和 7 年

内容

1. 業務概要	3
2. 導入費用提案限度額（予算）	3
3. 契約・支払い方法等	4
4. プロポーザルの目的	4
5. 実施形式（プロポーザルの方法）	4
6. 参加資格	4
7. 日程	5
8. 申込方法等	5
9. 参加資格審査	6
10. 質問票の提出及び回答予定日	6
11. 提出書類の作成及び提出	6
12. 審査方法	7
13. 審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	8
14. 審査結果の通知及び公表	8
15. その他留意事項	9
16. 本プロポーザルに係る問合せ先	9

1. 業務概要

（1）背景と目的

稻城市（以下「市」という。）では、近年の自治体業務におけるデジタル化の加速に伴い、物理サーバに依存した従来のインフラでは、柔軟性・拡張性・保守性の面で限界が見られるようになってきた。特に、老朽化したハードウェアの更新や、災害時の業務継続性（BCP）確保の観点からも、仮想基盤の導入は喫緊の課題となっている。安定的かつ今後5年間の使用を見据えた拡張性、災害等に対する高いレベルでの業務継続性及び脅威に対するサイバーセキュリティの確保された仮想基盤を新たに構築することを目的とする。

（2）件名

仮想基盤構築業務

（3）業務内容

「仮想基盤構築業務_調達仕様書」（以下「調達仕様書」という。）による。

（4）履行期間

ア 構築期間

令和8年4月から令和8年10月末まで

イ 運用保守期間

令和8年11月から令和13年10月末まで

2. 導入費用提案限度額（予算）

導入費用提案限度額は次のとおりである。

総額： 315,000,000円（税抜）

※ 構築費用（構築時のライセンス費用含む）、運用保守期間5年間のライセンス費用、運用保守費用等を含む。

※2年目（令和9年度）以降の年度単位の金額についても令和13年度分まで提示すること。

※上記金額は、本業務契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案書の規模を示すものであることに留意すること。

3. 契約・支払い方法等

契約については別途協議により決定し、契約規定に基づき支払いを開始する。

構築期間の費用は、構築作業費用、機器等（ハードウェア、ソフトウェア等）購入費用、構築期間に使用するライセンス・ソフトウェア使用料を想定している。

運用保守費用は年度ごとの機器保守費用、運用保守費用、ライセンス・ソフトウェア使用料を想定している。

なお構築期間の費用についてはリース契約とすることを想定しており、契約期間は運用保守期間5年間と同期間を想定する。運用保守期間終了時の状況により、1年程度のリース延長を行う可能性がある。

4. プロポーザルの目的

プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。ただし、参加がない場合又は参加事業者の中に適格者がいない場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

5. 実施形式（プロポーザルの方法）

公募型プロポーザル

6. 参加資格

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。ただし、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスを利用して入札参加資格審査申請を行い、市における入札参加資格の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。

- (4) 令和6年12月16日（月）から受託候補者特定の日までの間において、稻城市指名業者選定基準による指名停止措置又は稻城市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年9月施行）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の基準を満たす認証（ＪＩＳＱ27001（ＩＳＯ／ＩＥＣ27001））を取得していること。
- (6) 過去5年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、元請として本業務と同種業務又は類似業務の受託実績を有すること。

7. 日程

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示（案件公表）	令和7年12月10日
参加申込書の提出期限	令和7年12月17日
質問の受付期限	令和7年12月22日
質問に対する回答	令和7年12月25日
企画提案書等の提出期限	令和8年1月16日
一次審査結果の通知 ※提案者が4社以上の場合	令和8年1月下旬
二次審査（プレゼンテーション）の実施	令和8年2月中旬
審査結果の通知（発送）	令和8年2月下旬
協議	令和8年2月下旬～3月上旬
契約締結	令和8年4月下旬

8. 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、様式1-入札参加申込書兼誓約書等の書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年12月17日（水）午後5時
- (2) 提出先 稲城市企画部ICT推進課（稻城市役所6階）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付の場合は、必着）
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出書類
 - ア 様式1-入札参加申込書兼誓約書
 - イ 法人登記簿謄本（写し）又は法人登記事項証明書（写し）

ウ 会社概要

工 J I S Q 2 7 0 0 1 (I S O / I E C 2 7 0 0 1) 認証が確認できる書類 (写し)

オ 同種業務又は類似業務の受託実績を示す書類 (契約書の写し等)

9. 質問票の提出及び回答予定日

本プロポーザルに関する質問は、様式 2 - 質問票に記載し、次のとおり提出すること。質問に対する回答は、令和 7 年 1 月 25 日（木）までに参加者全員に対して電子メールにより行い、個別の回答は行わないものとする。なお、回答は、実施要領、調達仕様書、仕様書等を補足する効力を有するものとする。

（1）受付期限 令和 7 年 1 月 22 日（月）午後 5 時

（2）提出先 稲城市企画部 ICT 推進課（稻城市役所 6 階）

（3）提出方法 電子メール

10. 提出書類の作成及び提出

（1）企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等は調達仕様書の内容を踏まえ、別添「仮想基盤構築業務企画提案書作成要領」に従って作成し、提出すること。

（2）見積書等の作成及び提出

見積書等は、次の条件を遵守の上、作成し、提出すること。

ア 見積書金額は、税抜価格で記載すること。

イ 前述の「構築費用」と「運用保守費用」を分けて記載すること。

ウ 「構築費用」と「運用保守費用」の合計額が「 2 導入費用提案限度額（予算）」に示す額を超過した場合は、失格とする。

エ 「運用保守費用」については、本事業による仮想基盤の導入後、導入事業者が運用保守などの管理を行うことから、5 年間（令和 8 年 11 月～令和 13 年 10 月）の利用想定の金額（運用サポート料、5 年間のライセンス料、保守料、通信料等）を記載すること。

オ 見積書は、任意の様式で提出すること。ただし、様式 3 - 見積もり内訳書を添付すること。

カ 調達仕様書及び企画提案書の内容に基づき、全ての経費を見積もること。

キ 通貨単位は、「円」とすること。

（3）業務機能要件書の作成及び提出

業務機能要件書は、次の条件を遵守の上、作成し、提出すること。

ア 業務機能要件書に記載している指示事項に従って作成すること。

イ 代替案により対応する機能を追加する場合、必要となる費用を見積書及び見積内訳書に含めること。

ウ 代替案を提案する場合は、「備考」に概要を記入の上、必要に応じて任意様式の資料を項目との対応が分かるように添付し、プレゼンテーション時に説明すること。

(4) 提出書類作成に当たっての注意事項

ア 提案は、1事業者につき1つとし、複数の提案をした場合は、失格とする。

イ 提出期限以降の差し替え、追加、変更、削除等は認めない。

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正行為があった場合は、失格とする。

(5) 提出期限等

ア 提出期限 令和8年1月16日（金）午後5時

イ 提出先 稲城市企画部 ICT推進課（稻城市役所6階）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付の場合は、必着）

エ 提出部数 4部（正本1部・副本3部）※紙面で提出すること。

11. 審査方法

本プロポーザルのために組織された審査委員会において、プロポーザル参加者の提出書類等を評価・採点し、最高得点を得た事業者を受託候補者に特定する。

次の審査基準（評価項目及び得点配分）に基づき審査する（詳細は、別添「仮想基盤構築業務公募型プロポーザル評価要領」のとおり）。

(1) 評価項目及び得点配分

審査区分 (配点割合)	項目	評価項目	得点配分
1次審査	技術評価	システム機能評価	400点
		保守運用評価	
	価格評価	見積金額	300点
2次審査	プレゼンテーション等評価	①提案書の内容について ②プロジェクト管理について ③独自提案について	300点

(2) その他

- ア 提案者が4社以上の場合には、見積書及び業務機能要件書による一次審査を実施し、一次審査を通過した3社に対してプレゼンテーションを実施する。
- イ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、価格点が高い者を選定する。なお、価格点が同じ場合は、くじ引きとする。
- ウ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。
- エ 提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- オ 審査委員会における審査の内容は公表せず、異議申立ては受け付けない。

12. 審査（プレゼンテーション）の実施

次のとおり、プレゼンテーションを実施する。

- (1) 開催日 令和8年2月16日（月）（予定）
- (2) 場所 稲城市役所602会議室（稻城市役所6階）
- (3) 所要時間 1事業者につき60分程度（審査前後の準備作業を含む。）
- (4) 資料等 企画提案書
- (5) 内容
 - ア プrezentation・ヒアリング（35分以内）及び質疑応答（15分程度）
 - イ 提案者は、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施すること。

(6) 説明者

企画提案書の説明及び質疑応答は、本事業の担当を予定する営業責任者・担当者、技術責任者・担当者のいずれか1人以上とし、本事業の目的及び技術的特徴を網羅的に理解しているものが実施すること。なお、会場への入室は、3人以内とする。

(7) 集合時間等

ア 集合時間等は、別途通知する

13. 審査結果の通知及び公表

プロポーザルに参加した事業者全てに対し、審査委員会における審査結果を様式7-プロポーザル審査結果通知書により通知する。審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公開）を市ウェブサイトで公表する。なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

14. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は、認めないものとする。
ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、稲城市指名業者選定基準に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類の返却は、行わないものとする。

15. 本プロポーザルに係る問合せ先

稲城市企画部 ICT 推進課

所在地： 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電話番号： 042-378-2111

E – m a i l : i-densan@city.inagi.lg.jp